

## 教 育 庁

No. 1

制 度 名	幼稚園就園奨励費補助金	主管課名 義務教育課 管理 G 問合せ先 029-301-5215										
目的・趣旨	幼稚園教育の振興に資するため、幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減するともに、必要な援助を行い、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。											
〔対象団体〕 市町村												
〔対象事業〕 幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減するための事業												
〔補助要件等〕 市町村が、保護者の所得に応じ就園奨励費補助金の交付対象世帯であると認定し、就園に必要な援助を行っていること。												
〔対象経費〕 入園料及び保育料												
〔補助限度額等〕 補助率 幼稚園就園奨励費事業費の 1/3 以内												
〔経費負担割合〕												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園就園奨励事業実施市町村</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	国	県	市町村	その他	幼稚園就園奨励事業実施市町村	1/3	—	2/3	—
区 分	国	県	市町村	その他								
幼稚園就園奨励事業実施市町村	1/3	—	2/3	—								
〔31年度当初予算額〕※幼稚園就園奨励費補助事業分 14,100,000 千円（国予算）		〔31年度補助対象団体〕 平成 31 年 10 月頃決定予定										
〔備考〕 子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園は施設型給付を受けるため、本補助金の対象外となる。 平成 31 年度で、本制度は終了（平成 31 年 4 月から 9 月分までが対象） 平成 31 年 10 月以降は、幼児教育無償化のための新制度へ移行する。 なお、新制度については、県子ども未来課が主管課となり、後日、新制度に係る説明等を実施予定である。												